

板橋区立天津わかしお学校いじめ防止基本方針

R8 4月改訂

はじめに

本方針は、いじめ防止対策推進法、第13条及び、板橋区いじめ防止条例・基本方針に基づき、板橋区立天津わかしお学校の全ての児童が安心して充実した学校・寄宿舎生活を送ることができるよう、「いじめ問題」を根絶することを目的に策定するものとする。また、本校は、板橋区で唯一の寄宿舎制の学校である。在校時間、寄宿舎生活時間の様々な場面を想定し、望ましい学習・生活習慣の確立、児童相互の円滑なコミュニケーション等を通しての温かい人間関係の確立を通し、望ましい人格形成を進めることでいじめの根絶を目指す。

1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、人として決して許されない行為である。どの児童にも起こり得ると認識し、学校、家庭、地域が一体となって、未然防止、早期発見、早期対応に取り組む。何より学校は、信頼関係が築かれ、安全・安心に生活できる場であってはならない。

同時に、充実した教育活動の中でこそ、児童相互の自浄作用は培われるという認識に立ち、人間尊重の正しい価値観、知恵と力を合わせて真理を探究する学習観に基づく学校・寄宿舎生活を推進し、児童一人ひとりが、大切にされ認められているという自己肯定感をもつとともに、集団の一員としての自覚と自信を付け生き生きと生活ができるようにする。

(1) いじめとは

いじめの定義は、「いじめ防止対策推進法第2条」に示されている。児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの基本的認識

いじめ問題についての基本的な認識は、次のとおりである。

- ① いじめはどの児童にも、どの学校にも起こり得る。
- ② いじめは人権侵害であり、人として決して許されない。
- ③ いじめは大人には気付にくいところで行われることが多い。
- ④ いじめはいじめられる側にも問題があるという見方は間違いである。
- ⑤ いじめは教職員の指導のあり方が問われる問題である。
- ⑥ いじめは家庭教育の在り方にも関わりがある。
- ⑦ いじめは学校、家庭、地域それぞれが役割を果たし、一体となって取り組むべき問題である。

(3) 天津わかしお学校におけるいじめ防止基本方針

清浄な空気、やさしい力を土台にした学校・寄宿舎づくりで、いじめを生みやすい風土を一掃（未然防止）し、いじめにつながる行動のあぶり出し（早期発見）、児童自身が行動を改めることができる（早期解決）ようにする。そして、様々な取り組みの到達点（ゴール）では、全ての児童が健康的な充実感（「目標達成」）をもてるようにする。

① 「清浄な空気」づくり

善悪に基づく正しい価値観、個々の目標に向かっての成長意欲に満ちた、明るく前向きで温かい雰囲気を作る。

② 「やさしい力」の育成

児童が互いに支え合い、助け合い、認め合う優しさに満ちた人間力を育成する。その力こそがいじめや暴力を許さない抑止力となる。

③ ゴールでは「全員目標達成」

学校・寮生活でのあらゆる取り組みにおいては、全ての児童が笑顔で目標（ゴール）に到達できるようにする。

2 学校内組織「いじめ防止等対策委員会」の設置

いじめ問題への取組にあたっては、学校長のリーダーシップのもとに「いじめを根絶する」という強い意志をもち、学校全体で組織的に行う。そのためには、早期発見・早期対応はもちろんのこと、いじめを生まない土壌を形成するための取り組みを、あらゆる教育活動において展開する。本校では、いじめ問題への組織的な取組を推進するため、「いじめ防止対策委員会」を設置し、教職員全員で共通理解を図り、学校全体でいじめ対策を行う。また、いじめを発見、いじめの相談を受けた教職員は速やかに当委員会に報告をし、組織的に対応をする。

（1）組織の構成

① 組織の構成員

校長、副校長、生活指導部のメンバーより構成する。また、個々のいじめの防止・早期発見・対処に当たって関係のある教職員を追加する。

【委員会の構成員】

委員長 校長 副委員長 副校長
委員 （定期委員会）生活指導主任、生活指導委員
（緊急会議）生活指導主任、養護教諭、学級担任、寮担当、特別支援コーディネーター

② 重大ないじめ問題発生時における連携機関

板橋区教育委員会、学校カウンセラー、学校サポートチーム、PTA会長等によって構成する。

（2）組織の役割

- ① 学校いじめ防止基本方針に基づく取組や具体的な年間計画の作成、実行、検証、修正を行う。
- ② 児童・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となる。
- ③ いじめの疑いに係る情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ④ PDCAサイクルに基づき、期間の終わりには取り組みが適切に行われたか否かを検証し、学校評価の評価項目に位置付けて評価し、次年度の取り組みの参考にする。
- ⑤ 緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

（3）組織の運営

- ① 月1回生活指導委員会の中で開催し、いじめ未然防止、早期発見の取組を企画する。
- ② いじめの早期対応については、校長が適宜招集し、対応方針を協議し、対応方針を示す。
- ③ 年度末に学校評価等を活用し、取り組みを検証する。
- ④ 校長が家庭、地域及び関係機関への連絡・調整を行う。
- ⑤ 重大ないじめ発生時は、校内緊急対応組織として機能する。

3 年間計画

月	児童の活動(学年)	教職員の動き	保護者・地域
4	・スクールカウンセラー面接 ・教職員との対話「先生あのね」	・基本方針確認 ・相談室、SC紹介 ・「先生あのね」への対応	・基本方針説明
5	・スクールカウンセラー面接 ・WebQU ・セーフティ教室「情報モラル」	・WebQUへの対応	・PTA総会 ・学校運営連絡協議会①
6	・ふれあい月間①「学校生活アンケート」 ・いじめ防止授業① ・スクールカウンセラー面接	・校長講話 ・児童理解研修会 ・教員自己評価 ・「学校生活アンケート」への対応	・道徳授業地区公開講座
7	・いじめゼロキャンペーン ・スクールカウンセラー面接		・親子学習
8	・オンライン登校		
9	・スクールカウンセラー面接 ・教職員との対話「先生あのね」	・「先生あのね」への対応	・親子交流会
10	・スクールカウンセラー面接	・児童理解研修会	・学校運営連絡協議会②
11	・ふれあい月間②「学校生活アンケート」 ・いじめ防止授業② ・スクールカウンセラー面接	・教員自己評価 ・「学校生活アンケート」への対応 ・校長講話 ・児童理解研修会 ・学びのエリア研修	
12	・スクールカウンセラー面接 ・WebQU	・学校評価 ・WebQUへの対応	・学校評価
1	・オンライン登校 ・スクールカウンセラー面接 ・教職員との対話「先生あのね」	・次年度の基本方針検討 ・「先生あのね」への対応	・学校関係者評価
2	・ふれあい月間③「学校生活アンケート」 ・スクールカウンセラー面接 ・いじめ防止授業③	・校長講話 ・「学校生活アンケート」への対応 ・教員自己評価 ・次年度の基本方針検討	・学校運営連絡協議会③
3	・スクールカウンセラー面接	・基本方針改善	
通年	・生活集会 ・道徳授業 ・委員会 ・自立活動 ・なかよし会 ・学校行事 など	・いじめ防止等対策委員会 ・健康観察 ・SC相談 ・療育センター医相談	・個人面談 ・保護者会 ・学校公開

4 具体的な取り組み

(1) 未然防止

「いじめのない学級・学校づくり」を旨として、いじめの未然防止に積極的に取り組む。「いじめは、どの学級にも学校にも起こり得る」という認識を全ての教職員がもち、学校・寄宿舎生活全体を通して、好ましい人間関係を築き、いじめを生まない土壌づくりに努める。

「いじめ防止の最良の方法は充実した学校・寄宿舎生活である。」の考えの下で子どもたちにとって充実感・達成感を保障できる学校・寄宿舎での教育活動を推進する。

<教育・指導場面>

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、児童一人ひとりに徹底する。
- ② 授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりを進める。
- ③ インターネットを通じて送信される情報の特性に関する学習や情報モラル教育について、生活朝会や学級指導の場で取り組む。
- ④ 児童会活動やなかよし会などにおいて、児童自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導や助言を行う。
- ⑤ 児童の言葉や態度及び遊び等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑥ 教職員の言動が、児童を傷付けたり、他の児童によるいじめを助長したりすることがないように、細心の注意を払う。
- ⑦ 人権尊重の精神の涵養を目的とする人権教育や思いやりの心を育む道徳教育を充実させる。
- ⑧ 些細なけんかやふざけ合いを見逃さず、その都度聞き取りをし、背景にある事情を調査し、見えない部分でいじめが行われていないかを確認するとともに、児童同士の小さなわだかまりを解消する。
- ⑨ 授業や行事、各活動の中で、「できた、頑張った」ことを大いに認め、励ますことで、自尊感情を高め、不安の少ない状態で生活を行えるようにする。
- ⑩ 学校として特に配慮が必要な児童については、日常的に当該児童の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する指導を組織的に行う。

(人権教育) いじめは、「相手の人権を踏みにじる行為であり、決して許されるものではない。」ことを理解させることが大切である。また、児童が人の痛みを思いやることができるよう、人権教育の基盤である生命尊重の精神や人権感覚を育むとともに、人権意識の高揚を図る。

(道徳教育) 道徳的判断力の低さから起こる「いじめ」に対し、道徳の授業が重要な役割を果たす。とりわけ、いじめ問題は、他人を思いやる心や人権意識の欠如から発生するものであり、いじめをしない、許さないという人間性豊かな心を育てることが大切になる。道徳教育の要となる道徳の時間において、道徳的価値の自覚を深め、自分自身の生活や行動を見つめなおすことで、いじめを抑止する。また、いじめの問題を自分のこととして捉え、学習ができるよう、児童の実態に合った内容を吟味する必要がある。

<家庭・前籍校との連携>

- ① 学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、保護者や前籍校の理解を得るよう努める。
- ② 家庭や前籍校と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所・子ども家庭支援センターとの円滑な連携や情報の共有を図る。
- ③ PTAとともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けての対策を推進する。

(2) 早期発見

いじめは、早期に発見することが早期の解決につながる。いじめは、教職員や大人が気付きにくいところで行われ、潜在化しやすいことを認識しておき、教職員が児童の小さな変化を敏感に察知し、いじめを見逃さないようにする。常に教職員の間で情報を共有し、保護者とも連携して情報を収集する。

① 日々の観察

休み時間や昼休み、放課後の1, 2 km走や自由時間等の機会に、児童の様子に目を配る。「子どもがいるところには、教職員がいる。」ことを目ざし、児童と共に過ごす機会を積極的に意識することで、いじめを見逃さないようにする。寄宿舎においては、児童に対して共感的に接する中で、児童の日常の言動や行動の中の小さな変化を見逃さず、いじめにつながる危険のあるトラブルには教職員が協力して対処する。

② 自分ノートの活用

自分ノートは、週単位で自身の生活を振り返り、より良くしていくためのツールであり、不安なこと困ったことなど自由に何でも書く事ができるため、いじめのメッセージを察知することができる。学級担任と寄宿舎指導員・児童・保護者が日頃から連絡を密に取ることで、信頼関係が構築する。気になる内容に関しては、すぐに相談して迅速に対応する。

③ 教育相談

児童は基より、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、相談を直接受け止められるようにする。そこで、教員と児童及び保護者、さらには児童間の好ましい人間関係の醸成に努める。また、児童の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守し、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感を与えるようにする。児童や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外を問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。学期に最低1回は、全児童がスクールカウンセラーと面談をする機会を設ける。

④ 学校生活アンケート

ふれあい月間のアンケート調査を活用する。ただし、場合によっては、実態に応じて随時アンケートを実施するようする。いじめられている児童にとっては、その場で記入することが難しい状況も考えられるので、実施方法については、記名、無記名、個別で時間や場所を確保しての記入等、状況に応じて実施する。アンケートはあくまでも発見の手立ての一つであるという認識をもっておく。

⑤ なかよし会

寄宿舎における児童の話し合い活動組織であるなかよし会を重視し、児童相互によいところは評価し、悪いことは反省し合う自浄作用をつくり、いじめの未然防止につなげる。

⑥ 児童と教職員の対話「先生あのね」

学期に1度、児童が話しやすい学校教員や寄宿舎指導員と悩みや趣味のことをゆっくり話す機会を設ける。学校生活アンケートの聞き取りとは異なり、話しやすい教員を児童が選んだり話題の幅を広げたりすることで、児童と学校職員の関係作りをするとともに、普段話しにくいことも話せることでいじめの早期発見につなげる。

⑦ WebQU

児童個人の回答から、いじめや不登校などにつながるものを確認することでいじめの早期発見につなげる。いじめや不登校につながる回答があった場合は、児童への聞き取りを行い、早期に対応する。

(3) 早期対応

いじめの兆候を発見した時は、問題を軽視することなく、早期に適切な対応をする。いじめられている児童の苦痛を取り除くことを最優先に迅速な指導を行い、解決に向けて教員一人が抱え込まず、学年及び学校・寄宿舎全体で組織的に対応する。

< いじめの発見・通報を受けたときの対応 >

- ① いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、速やかに「緊急会議（学校いじめ防止等対策委員会）」を招集し、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
- ② 「学校いじめ防止等対策委員会」において、速やかに関係児童等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
- ③ 職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
- ④ いじめられた児童、いじめた児童への具体的な支援や指導について、教職員一人一人の役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切に情報提供を行い、連携・協力を図る。

(4) 校内相談体制

- ① 毎月の生活指導員会で小さなことでも児童への指導や様子について話し合う機会を設ける。
- ② 毎月の指導員会・学担会で、生活指導委員会で取り上げた事例を共有する。
- ③ 朝会での寄宿舎からの引き継ぎや学校から寄宿舎への連絡ノート、夜間の打ち合わせで児童の健康面・生活面について報告し合い、共有できるようにする。
- ④ 被害児童の安全確保と心のケアを図るとともに、加害児童の指導、観察を行い再発防止を徹底する。その中で、必要に応じて、スクールカウンセラー等によるカウンセリングを行う。

(5) 校内研修の実施

- ① 児童理解研修会を定期的で開催し、療育センターの医師やカウンセラーの方からの講話の機会を設ける。
- ② 前期と後期にケース会議を行い、児童理解や各々の児童への適切な指導について話し合う。
- ③ 年22回のカウンセラーの来校日には、寄宿舎指導員と学級担任とで、放課後情報の共有の時間を設ける。
- ④ 定期的に校長による講話や生活指導部からの提案を朝会や職員会議の場で行う。

(6) 保護者との連携・啓発

毎回の帰京日での保護者全体会で、いじめ防止についての啓発を校長または生活指導部より継続的に保護者へ呼びかけていくとともに、帰京中の様子について、帰校日にヒアリングを行うものとする。

<いじめられた児童及び保護者への支援>

- ① いじめられた児童を徹底して全力で守り抜く。
- ② いじめられた児童が安心して教育を受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③ 複数教員による面談を行う。
- ④ 本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤ 本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談には適切に対応する。
- ⑥ スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。

<いじめた児童への指導と保護者への助言>

- ① 毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ② いじめられた児童を守る観点から、必要に応じて別教室や別部屋での学習や生活を行わせる。
- ③ いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④ 複数教員で面談を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。
- ⑤ 加害児童の人権にも配慮をし、必要であればカウンセリング等心のケアを行う。

<他の児童（学級、仲間等）への指導>

- ① 新たないじめを防止するための指導の徹底を図る。
- ② 傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない。」との意識を徹底させる。
- ③ 児童自身の主体的な参画によるいじめの問題への取り組み促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

(7) 関係機関との連携

- ① いじめを認知した場合は、校長が速やかに板橋区教育委員会に報告し、適切な連携を図る。
- ② 事案によっては、板橋区教育委員会と連携し、学校緊急対応チーム（START）や、スクールカウンセラーの派遣等、外部専門家の力を借りて対応する。
- ③ 恐喝、暴行、傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、ためらうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応を取る。
- ⑤ 生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。

- ⑥ ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係る情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、必要に応じて警察や法務局に協力を求める。

5 重大事態への対応

重大事態が発生した場合は板橋区教育委員会と連携調査を行う。

調査は、重大事態に対処するものとし、同種の発生防止に資するために行うものである。

- (1) 重大事態へ対応するための調査組織を速やかに設け、事実関係を明確にする。
- (2) 板橋区教育委員会を通じて、速やかに教育長へ重大事態発生つい報告する。
- (3) 当該児童及びその保護者に対し、適時・適切な方法で情報を提供する。
- (4) 調査結果を板橋区教育委員会に報告し、関係諸機と再発防止に向けた対応策について協議する。

※重大事態とは、いじめにより、児童の生命や心身、財産に重大な被害が生じた疑いや、いじめにより、相当な期間（年間30日を目安とする）学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある状況のことを言う

6 取り組みに関する点検と改善の方策

いじめ防止等について、具体的な取組状況や達成状況について学校評価等を利用して確認するとともに、「いじめ」対策部会を中心に学校基本方針を点検し、必要に応じて見直しを行う。

毎月の生活指導委員会や指導員会、学担会で議題となった内容は、次の月の機会に、その後どう指導に生かされたか振り返りを行い、検証していく。